

1 調査の目的

この調査は、景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面の問題等を迅速に把握し、労働政策の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地 域

全国とする。

(ただし、原子力災害対策特別措置法に基づき(福島第一原発事故に伴い)警戒区域及び計画的避難区域を設定された市町村等を除く。)

(2) 産 業

日本標準産業分類(平成 19 年 11 月改定)に基づく次に掲げる産業とする。

ア 建設業

イ 製造業

ウ 情報通信業

エ 運輸業、郵便業

オ 卸売業、小売業

カ 金融業、保険業

キ 不動産業、物品賃貸業

ク 学術研究、専門・技術サービス業

(ただし、学術研究のうち、学術・開発研究機関を除く。)

ケ 宿泊業、飲食サービス業

(ただし、飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く。)

コ 生活関連サービス業、娯楽業

(ただし、生活関連サービス業のうち、家事サービス業、火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。)

サ 医療、福祉

シ サービス業(他に分類されないもの)

(ただし、政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービス業、外国公務を除く。)

(3) 事業所

上記(2)に掲げる産業に属し、常用労働者 30 人以上を雇用する民営事業所から抽出した 5,835 事業所とする。なお、抽出方法としては、産業別に労働者数による確率比例抽出法を用いている。

3 調査事項

・ 定例項目(調査共通事項)

事業所の属性に関する事項

生産・売上等の動向と増減(見込)理由に関する事項

雇用、労働時間の動向に関する事項

常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

雇用調整等に関する事項

・特別項目(調査ごとに異なる事項)

2月調査 平成25年新規学卒者の採用内定状況に関する事項
正社員以外の労働者から正社員への登用の状況に関する事項

5月調査 平成26年新規学卒者の採用計画等に関する事項

8月調査 既卒者の募集採用に関する事項
新規学卒者の採用枠での募集時期に関する事項

11月調査 平成26年新規学卒者の採用内定状況に関する事項
事業の見直しと雇用面での対応状況に関する事項

4 基準となる期日又は期間

2月調査 平成25年2月1日現在

(一部の項目については、調査実施年の前年10月から調査実施年6月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年2月から調査実施年1月までの実績)

5月調査 平成25年5月1日現在

(一部の項目については、調査実施年1月から調査実施年9月までの実績及び見込)

8月調査 平成25年8月1日現在

(一部の項目については、調査実施年4月から調査実施年12月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年8月から調査実施年7月までの実績)

11月調査 平成25年11月1日現在

(一部の項目については、調査実施年7月から調査実施年の翌年3月までの実績及び見込、又は調査実施年の前年11月から調査実施年10月までの実績並びに調査実施年11月から調査実施年の翌年10月までの見込)

5 調査の実施期間

2月調査	平成25年	2月1日	～	2月7日
5月調査	平成25年	5月1日	～	5月15日
8月調査	平成25年	8月1日	～	8月7日
11月調査	平成25年	11月1日	～	11月7日

6 調査系統

厚生労働省一報告者

7 調査の方法

調査票は、郵送により配布し、郵送又はオンライン（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）により回収する方法で行う。

なお、各期の有効回答率は以下のとおりである。

2月調査 48.1% 5月 47.7% 8月調査 51.1% 11月調査 50.0%

8 調査事業所の抽出

(1) 平成21年実施の経済センサス-基礎調査結果による名簿を抽出名簿とし、産業別の労働者数による確率比例抽出。

(2) 調査事業所数は、調査項目として取り上げられた特定の属性を持つ事業所の割合が30%のときの標準誤差が、回収率を考慮した上で産業別に3%以内になるように、下記の算式を用いて決定した。

$$C = \sqrt{\frac{W-n}{W-1} \cdot \frac{p(1-p)}{n}}$$

C = 標準誤差

n = 調査対象事業所数

W = 母集団常用労働者数

P = 特定の属性を持つ事業所の割合

9 達成精度

達成精度は、次式により生産・売上「増加」の事業所割合の標準誤差を算出した。

$$C' = \sqrt{\frac{W-n'}{W} \cdot \frac{\hat{P}(1-\hat{P})}{n'-1}}$$

C' = 標準誤差

n' = 調査票有効回答事業所数

W = 母集団常用労働者数

$\hat{P}$ = 生産・売上「増加」の事業所割合の推計値

なお、各期における産業別の達成精度は、次のとおりである。

各期における産業、企業規模別達成精度 -生産・売上「増加」の事業所割合-

標準誤差(単位:%)

平成25年(2013年)

	2月調査		5月調査		8月調査		11月調査	
	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度	推計値	精度
建設業	38	3.6	54	3.7	21	3.0	46	3.6
消費関連 製造業	54	3.3	23	2.9	42	3.5	34	3.2
素材関連 製造業	33	3.2	20	2.8	37	3.2	29	3.1
機械関連 製造業	19	2.6	29	3.2	30	3.1	39	3.2
情報通信業	23	3.5	52	4.1	18	2.9	45	3.9
運輸業	48	3.5	11	2.2	40	3.4	36	3.4
卸売業	46	3.9	24	3.2	31	3.4	42	3.8
小売業	45	4.0	17	3.0	30	3.4	44	3.7
金融・保険業	22	3.7	26	3.7	24	3.6	16	3.1
不動産業・物品賃貸業	34	4.4	34	4.1	20	3.4	25	3.8
学術研究、専門・技術サービス	38	3.6	48	3.8	27	3.1	38	3.5
宿泊業、飲食業サービス	35	4.9	17	3.7	48	5.0	48	4.8
生活関連サービス業	34	4.3	22	3.8	54	4.3	33	4.3
医療・福祉	17	3.1	10	2.4	27	3.4	25	3.4
サービス業(他に分類されないもの)	27	3.5	20	3.3	24	3.4	33	4.0

10 主な用語の説明

(1) 労働者

常用労働者…… 次のいずれかに該当する労働者をいう。なお、下記の派遣労働者は含まない。

- ・期間を定めずに、または1か月を超える期間を定めて雇われている者。
- ・日々または1か月以内の期間を定めて雇われている者で、前2か月それぞれに18日以上雇われた者

正社員等……… 雇用期間を定めないで雇用されている者または1年以上の期間の雇用契約を結んで雇用されている者をいい、パートタイムは除く。

なお、下記の派遣労働者は含まない。

(注) 平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更し、併せて名称を「常用」から「正社員等」に変更した。

臨時……… 1か月以上1年未満の期間を定めて雇用されている者及び期間を限って季節的に働いている者をいい、1か月未満の雇用契約の者及びパートタイムは除く。

(注) 平成20年2月調査から下線部分の追加により定義を変更した。

パートタイム…… 1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が当該事業所の正社員のそれより短い者をいう。

(注) 平成20年2月調査から下線部分を「一般労働者」から「正社員」に変更した。

派遣労働者……… 労働者派遣法に基づいて他社（派遣元事業所）から当該事業所に派遣されている者をいう。

(2) 職種

管 理	課以上の組織の管理に従事する者。
事 務	課長等管理職の指導、監督をうけて事務に従事する者(電話対応事務員を含む)。
専 門 ・ 技 術	高度の専門的知識を応用し、技術的な業務、研究等に従事する者。
販 売	商品、証券などの売買・営業、保険外交などに従事する者。
サ ー ビ ス	調理・接客・給仕など個人に対するサービスの仕事に従事する者。
輸 送 ・ 機 械 運 転	鉄道、自動車などで運転に従事する者及び車掌、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事する者。
技 能 工	原材料の加工、各種機械器具の組み立て、修理、印刷、製本、建設機械を用いない建設作業などに従事する者のうち高度の熟練、判断力、責任を要する作業を行う者。
単 純 工	上記「技能工」と同じ作業に従事しているが、技能などの修得を要しない簡単な作業、単純な筋肉労働に従事する者。

(3) 「D. I.」はDiffusion Index(ディフュージョン・インデックス)の略で、変化の方向性を表す指標である。

(4) 「生産・売上額等判断D. I.」、「所定外労働時間判断D. I.」とは、当該期を前期と比べて「増加」と回答した事業所の割合(%、以下同じ)から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(5) 「雇用判断D. I.」とは、当該期間末を前期間末と比べて「増加」と回答した事業所の割合から「減少」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(6) 「労働者過不足判断D. I.」とは、「不足」と回答した事業所の割合から「過剰」と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(7) 未充足求人とは、事業所における欠員であり、仕事があるにもかかわらず、その仕事に従事する人がいない状態を補充するために行っている求人のことであり、求人の方法は問わない。

11 集計結果の利用上の注意

(1) 労働経済動向調査では、日本標準産業分類に基づく産業別の結果表章を行っているが、日本標準産業分類が改定（第12 回改定，平成19 年11 月）されたことに伴い，平成21年2月調査より改定された分類により結果表章を行っている。また、「医療，福祉」を追加し，表章産業区分は9 産業から12産業とした。こうしたことから，平成20年11月調査以前との比較は注意を要する。

(2) この調査で「サービス業」とは、「サービス業（他に分類されないもの）」を指している。

(3) 集計に用いた産業区分は，日本標準産業分類の中分類産業を次のとおりまとめたものである。

D 建設業

06 総合工事業

08 設備工事業

07 職別工事業

E 製造業

消費関連業種

09 食料品製造業

11 繊維工業

15 印刷・同関連業

32 その他の製造業

10 飲料・たばこ・飼料製造業

13 家具・装備品製造業

20 なめし革・同製品・毛皮製造業

素材関連業種

12 木材・木製品製造業（家具を除く）

16 化学工業

18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）

21 窯業・土石製品製造業

23 非鉄金属製造業

14 パルプ・紙・紙加工品製造業

17 石油製品・石炭製品製造業

19 ゴム製品製造業

22 鉄鋼業

24 金属製品製造業

機械関連業種

25 はん用機械器具製造業

27 業務用機械器具製造業

29 電気機械器具製造業

31 輸送用機械器具製造業

26 生産用機械器具製造業

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業

30 情報通信機械器具製造業

G 情報通信業

37 通信業

39 情報サービス業

41 映像・音声・文字情報制作業

38 放送業

40 インターネット付随サービス業

H 運輸業，郵便業

42 鉄道業

44 道路貨物運送業

46 航空運輸業

48 運輸に付帯するサービス業

43 道路旅客運送業

45 水運業

47 倉庫業

49 郵便業（信書便事業を含む）

I 卸売業，小売業

卸売業

50 各種商品卸売業

52 飲食料品卸売業

54 機械器具卸売業

51 繊維・衣服等卸売業

53 建築材料，鉱物・金属材料等卸売業

55 その他の卸売業

小売業

56 各種商品小売業

58 飲食料品小売業

57 織物・衣服・身の回り品小売業

59 機械器具小売業

60 その他の小売業	61 無店舗小売業
J 金融業, 保険業	
62 銀行業	63 協同組織金融業
64 貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関	65 金融商品取引業, 商品先物取引業
66 補助的金融業等	67 保険業 (保険媒介代理業, 保健サービス業を含む)
K 不動産業, 物品賃貸業	
68 不動産取引業	69 不動産賃貸業・管理業
70 物品賃貸業	
L 学術研究, 専門・技術サービス業	
72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	73 広告業
74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	
M 宿泊業, 飲食サービス業	
75 宿泊業	76 飲食店
77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業, 娯楽業	
78 洗濯・理容・美容・浴場業	79 その他の生活関連サービス業
80 娯楽業	
P 医療, 福祉	
83 医療業	84 保健衛生
85 社会保険・社会福祉・介護事業	
R サービス業 (他に分類されないもの)	
88 廃棄物処理	89 自動車整備業
90 機械等修理業 (別掲を除く)	91 職業紹介・労働者派遣業
92 その他の事業サービス業	

- (4) 集計にあたって用いた規模区分は企業規模による。
企業規模区分は次のとおりである。
- 1, 000人以上
 - 300～999人
 - 100～299人
 - 30～99人
- (5) 判断D. I. の季節調整は、センサス局法X-1 2-ARIMAのなかのX-1 1デフォルトによる。
季節調整値は平成21年より毎年2月調査発表時に過去に遡って改定することとした。季節調整値は平成24年11月までの結果に基づき改定した。
- (6) 統計表中の「0」は表彰単位2分の1未満の割合を示し、「-」は該当数値がないもの、「△」はマイナス、「…」は調査していないため計数不明であることを示す。
- (7) 構成比は小数点以下第一位を四捨五入としているため、計は必ずしも100とはならない。
- (8) この調査では、それぞれの回答をした事業所の割合を集計して表章しているが、労働者が多い事業所ほど調査対象として選ばれやすくなっている(確率比例抽出)ため、実質的に、事業所の割合というよりもこうした回答をした事業所で働く労働者の割合に近い。

- (9) 用語の「正社員等」及び「臨時」の変更により平成 20 年 2 月調査から集計対象が一部異なっているため、平成 19 年 11 月調査以前との比較には注意を要する。
- (10) 労働者の職種について、日本標準職業分類を参考とした独自の分類のほか、職務や技能の習熟度による分類を使用している。
日本標準職業分類の設定(平成 21 年 12 月)にともない、平成 23 年 2 月調査より、職種の見直しを行った。
- (11) 学歴区分は、大学卒(大学卒(文科系)、大学卒(理科系))に大学院卒を含めていたが、大学院進学者が増加したことから、平成 25 年調査より大学院卒を分離し、調査集計した。
平成 24 年以前との比較は注意を要する。
- (12) 雇用調整等の実施状況に関する事項については回答していない事業所を「実施していないまたは予定がない」とみなして集計している。
雇用調整等の方法については、平成 24 年 11 月調査までの集計にならない、「雇用調整の方法」と「その他雇用調整の方法」に分けて集計した。ただし、「雇用調整の方法」には平成 25 年 2 月調査から「新規学卒者の採用の抑制・停止」を追加したため、平成 24 年 11 月調査以前との比較は注意を要する。
- ・「雇用調整の方法」として集計
 - 残業規制
 - 休日の振替、夏期休暇等の休日、休暇の増加
 - 臨時、パートタイム労働者の再契約停止・解雇
 - 新規学卒者の採用の抑制・停止
 - 中途採用の削減・停止
 - 配置転換
 - 出向
 - 一時休業(一時帰休)
 - 希望退職者の募集、解雇
 - ・「その他の調整方法」として集計
 - 操業時間・日数の短縮
 - 賃金等労働費用の削減
 - 下請・外注の削減
 - 派遣労働者の削減
- (13) この調査では、当該集計項目に回答していない事業所については、一定の回答をしたと見なして集計する、当該事業所を除いて集計するほか、当該集計項目に回答していない事業所を含むすべての事業所について集計するなど集計方法は項目により異なっている。